

平成24年5月8日 開会

平成24年5月8日 閉会

平成24年5月臨時会

# 美作市議会会議録

平成24年第3回5月臨時会目次

◎ 第1日（5月8日開会）

1. 議事日程	1
2. 出席議員	1
3. 欠席議員	1
4. 会議録署名議員	1
5. 出席説明員	1
6. 出席事務局職員	2
開    会	3
閉    会	31

平成24年5月8日

(第 1 号)

1. 議事日程(初日)

(平成24年第3回美作市議会5月臨時会)

平成24年5月8日

午前10時開議

於議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 同意第1号 教育委員会委員の任命について

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償額の決定)

報告第2号 専決処分の報告について(損害賠償額の決定)

日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(美作市税条例の一部を改正する条例)

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第6 議案第56号 美作クリーンセンター造成等工事請負契約の締結について

2. 出席議員は次のとおりである(22名)

1番 山本雅彦

2番 則本陽介

3番 萬代師一

4番 山本重行

5番 尾高誉久

6番 岡崎正裕

7番 西元進一

8番 本城宏道

9番 安東章治

10番 橋本健二

11番 向原伸一

12番 鈴木悦子

13番 栗井基雄

14番 岩江正行

15番 小淵繁之

16番 万殿紘行

17番 絹田和昭

18番 新免昌和

19番 日笠一成

20番 福島協

21番 内海健次

22番 道上政男

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

13番 栗井基雄

14番 岩江正行

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(17名)

市長 安東美孝

副市長 皆木照夫

教育長 内海壽志

政策審議監 岩崎清治

総務部長 中西祐司

危機管理監 小林昭文

企画振興部長 大寺剛寅

税務部長 西浦豊照

保健福祉部長 神吉康之

建設部長 春名修治

田園観光部長 江見幸治

上下水道部長 中尾友保

教育次長 福原覚

消防長 森正彦

会計管理者 谷和彦

外務部建設担当部長 石田薫

市民部市民生活課長 安藤郁雄

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会議務局長	欽	先	耕	二
課長	内	藤	淳	子
課長補佐	則	本	尚	輝

**議長（道上 政男君）**

皆さんおはようございます。

いつのことながら携帯電話の電源は切っていただくようよろしくお願いいたします。

本日はみまちゃんネルが取材をしております。許可しておりますので、よろしくお願いいたします。

定刻が参りました。ただいまより平成24年第3回5月美作市議会臨時会を開会いたします。

欠席者の報告を行います。平尾市民部長が通院のため欠席です。代理で安藤市民生活課長が出席しております。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程に入ります前に、4月1日付の人事異動により一部の職員の異動がありましたので、市長から紹介を願います。

市長。

**市長（安東 美孝君）**

おはようございます。この場で。

去る4月1日付で職員の人事異動を実施いたしました。本日、議会に出席しております新幹部職員を紹介をさせていただきます。

まず、小林昭文危機管理監でございます。

〔危機管理監小林昭文君「おはようございます。よろしくお願いいたします」と呼ぶ〕

続きまして、大寺剛寅企画振興部長でございます。

〔企画振興部長大寺剛寅君「よろしくお願いいたします」と呼ぶ〕

続きまして、谷和彦会計管理者でございます。

〔会計管理者谷和彦君「よろしくお願いいたします」と呼ぶ〕

続きまして、森正彦消防長でございます。

〔消防長森正彦君「森でございます。よろしくお願いいたします」と呼ぶ〕

続きまして、福原覚教育次長でございます。

〔教育次長福原覚君「福原でございます。よろしくお願いいたします」と呼ぶ〕

そのほか、部長の異動でございますけれども、岩崎政策審議監でございます。

〔政策審議監岩崎清治君「よろしくお願いいたします」と呼ぶ〕

それから、中尾上下水道部長でございます。

〔上下水道部長中尾友保君「中尾です。よろしくお願いいたします」と呼ぶ〕

中西総務部長でございます。

〔総務部長中西祐司君「よろしくお願いいたします」と呼ぶ〕

新任部長を1人忘れておりました。まことに申しわけございません。

江見幸治田園観光部長でございます。

〔田園観光部長江見幸治君「江見でございます。どうぞよろしくお願いいたします」と呼ぶ〕

一番大事なところを忘れておりました。

以上で新幹部職員でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（道上 政男君）

それでは、日程に入ります。

## 日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（道上 政男君）

日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により13番栗井基雄議員、14番岩江正行議員を指名いたします。

## 日程第 2 会期の決定

議長（道上 政男君）

日程第 2、「会期の決定」を行います。

先般、本臨時会の運営につきまして議会運営委員会が開催されておりますので、委員長報告を受けます。議会運営委員長。

18番（新免 昌和君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る4月27日午前10時から、議長、委員、市長、副市長、政策審議監、担当部長出席のもと、議会運営委員会を開催し、今臨時会の運営について協議をいたしましたので報告をいたします。

まず、会期につきましては、本日1日といたします。

続きまして、市長から送付されました議案は、人事案件1件、専決処分報告2件及び承認2件、契約の締結に関する議案1件の以上、6件です。

議案審議は即決議案とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決といたします。

以上で議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

大変御苦労さまでした。

言い忘れましたが、5月1日からネクタイをしないクールビズにしておりますので、御理解をお願いいたします。

それでは、議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、本臨時会の会期を本日8日の1日間と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日8日の1日間と決定いたしました。

- 日程第3 同意第 1号「教育委員会委員の任命について」
- 日程第4 報告第 1号「専決処分の報告について（損害賠償額の決定）」  
報告第 2号「専決処分の報告について（損害賠償額の決定）」
- 日程第5 承認第 1号「専決処分の承認を求めることについて（美作市税条例の一部を改正する条例）」  
承認第 2号「専決処分の承認を求めることについて（美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」
- 日程第6 議案第56号「美作クリーンセンター造成等工事請負契約の締結について」

議長（道上 政男君）

続きまして、日程第3、同意1件、日程第4、報告2件、日程第5、承認2件、日程第6、議案1件、同意第1号、報告第1号から報告第2号、承認第1号から承認第2号、議案第56号を一括議題といたします。

なお、議会運営委員長の報告でありましたように、全議案即決案件となっておりますので、提案説明の後、質疑、討論、採決といたします。

それでは、日程第3、同意第1号「教育委員会委員の任命について」、市長より提案説明を求めます。

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

改めましておはようございます。

本当に新緑が映えて気持ちのいい季節と相なっております。そうした中でなでしこリーグ、新生岡山湯郷Bellieは開幕以来4連勝、好スタートを切っております、リーグ初優勝に向けて頑張っております。

本日、平成24年第3回5月美作市議会臨時会を招集いたしましたところ、議会議員の皆様には公私ともに大変お忙しい中を御出席を賜り開会をすることができました。厚く御礼を申し上げます。

去る4月22日、袴ヶ仙の植樹祭を開催いたしましたところ、本当に激しい風雨の中で議員の皆様を初めとして市内外から283名の方々が駆けつけてきていただき、また地元真殿の皆さんの御協力も得て、大規模な植樹祭となりました。また、続く5月1日は、市民の有志の方、そして美作市議会の議員の皆様、市の職員、約80名で残りの木を植栽をすることができました。厚く御協力に感謝を申し上げたいと思っております。クマとの共生を目指すどんぐりのどんぐり基金からスタートをいたしました事業でございますが、今後とも全国に呼びかけて実施をしてまいりたいと思っております。

それでは、ただいま上程されました同意第1号「教育委員会委員の任命について」、御説明を申し上げます。

平成24年5月24日で任期満了となります1名の委員にかわり、氏名が西浦康寛氏、住所は美作市古町1987番地-1、年齢は37歳を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

同氏におかれましては現在、保育園児、小学生の子どもさんがおられ、保育園の後援会会長を務められたこともございます。保護者からの教育委員として適任者であると考えております。

なお、経歴につきましては、配付させていただきました資料を御確認いただきたいと思います。御審議の上、何とぞ御同意を賜りますようお願いを申し上げます。〔降壇〕

**議長（道上 政男君）**

提案説明が終わりました。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（道上 政男君）**

なしと認めます。  
本件は人事案件ですので、討論は省略し、採決をいたします。  
同意第1号「教育委員会委員の任命について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（道上 政男君）**

全員賛成。よって、同意第1号は承認することに決定いたしました。  
続きまして、日程第4、報告第1号「専決処分の報告について（損害賠償額の決定）」について、市長より提案説明を求めます。  
市長。

**市長（安東 美孝君）**〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました報告第1号「専決処分の報告について（損害賠償額の決定）」を御報告申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定している事項について別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

それでは、専決処分書を読み上げさせていただきます。

〔以下朗読〕

以上、報告をさせていただきます。〔降壇〕

**議長（道上 政男君）**

この件につきましては、全員協議会において執行部より報告を受けておりますので、質疑は行いません。  
以上で報告第1号を終わります。  
続きまして、報告第2号「専決処分の報告について（損害賠償額の決定）」について、市長より提案説明を求めます。  
市長。

**市長（安東 美孝君）**〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました報告第2号「専決処分の報告について（損害賠償額の決定）」を御報告申し上げます。

この報告につきましても先ほどと同様でございますので、専決処分書を読み上げさせていただきます。

〔以下朗読〕

以上、報告させていただきます。〔降壇〕

**議長（道上 政男君）**

この件につきましても、全員協議会において執行部より報告を受けておりますので、質疑は行いません。  
以上で報告第2号を終わります。

続きまして、日程第5、承認第1号から承認第2号、日程第6、議案第56号について、市長より提案説明を求めます。

市長。

**市長（安東 美孝君）**〔登壇〕

ただいま上程されました議案について御説明を申し上げます。

承認第1号及び承認第2号につきましては、平成24年3月31日に専決処分をしたものでございます。

まず、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（美作市税条例の一部を改正する条例）」につきまして御説明を申し上げます。

これは、平成24年度税制改革により地方税法の一部が改正されたことに伴い、本市の税制においても所要の措置を講ずる必要が生じたため、美作市税条例の一部を改正するものでございます。

なお、地方税法の一部を改正する法律は、地方税法及び国有資産等所在地交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）として3月末に国会で可決され、平成24年3月31日に交付、同年4月1日に施行されています。

主な内容は、市民税関係では、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦控除を受ける際の申告書の提出を不要とすること、また固定資産税関係では、住宅用地の据え置き特例は経過措置を講じた上で平成26年度で廃止し、その他の負担調整措置は現行制度を継続するなどでございます。

改正の概要は、配付しております別紙説明資料のとおりでございます。

次に、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」につきまして御説明を申し上げます。

これは平成24年度税制改革により地方税法の一部が改正されたことに伴い、本市の税制においても所要の措置を講ずる必要が生じるため、美作市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、国保税の所得割に関しまして譲渡所得のうち、東日本大震災の被災に係る被災居住用財産の敷地について、その譲渡期限を延長する特例を定めるものでございます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（道上 政男君）**

市長、議案第56号もついでに。

〔市長安東美孝君「議案第56号も」と呼ぶ〕

はい。

**市長（安東 美孝君）**〔登壇〕

次に、議案第56号「美作クリーンセンター造成等工事請負契約の締結について」につきまして御説明を申し上げます。

美作クリーンセンター造成工事につきましては、4月9日の指名委員会において大手8社の業者選定をしていただきまして、4月10日から4月20日までの設計書閲覧期間を設け、4月23日、3社参加による電子入札を行いました。その結果、入札率90%で岡山市北区東古松3丁目4番5号、株式会社吉田組中国支店が4億9,140万円で落札し、4月26日に仮契約を行っております。工事の概要につきましては、敷地面積約1万4,000平方メートルの整地造成、搬入路400メートル、管理道約500メートル、調整池を1カ所、大型水路約500メートルを施工いたします。

契約締結に当たり、美作市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年美作市条例第53号）第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。御審議のほどよろしくお願

い申し上げまして、承認から議案の提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

**議長（道上 政男君）**

提案理由の説明が終わりました。

日程第5、承認第1号から承認第2号、日程第6、議案第56号は即決案件となっておりますので、これより質疑、討論、採決に入ります。

質疑、討論、採決は1議案ごとに行います。

それでは、日程第5、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（美作市税条例の一部を改正する条例）」について、質疑に入ります。

ございませんか。

尾高議員。

**5番（尾高 誉久君）**

美作市税条例の一部を改正する条例の概要についてということで、市民税に関する公的年金というのはよくわかりました。

それから、わからないのは固定資産税に関する中でもう少し担当部長に詳しく説明してもらいたいと思うのは、アの住宅用地にかかわる据置特例を廃止しますと。これは厳しくなるという意味は知ったんですけども、それから(2)の中のア、イですけど、下水道除外施設、課税標準額が4分の3になるとか、雨水貯留浸透施設の課税標準額が3分の2になるとか、これは直接市民の皆様に関係ないことなのかどうなのかというようなことの私理解よくわからないので、少し詳しく説明していただけないでしょうか。

**議長（道上 政男君）**

税務部長。

**税務部長（西浦 豊照君）**

尾高議員の御質問のほうにお答えいたします。

住宅用地に係る特例を廃止しますということは、これは26年度に廃止をいたしますと、それまで24年、25年度までについては負担水準の90%以上についてはその措置を残しますということで、今まで80%というのもあったんですが、これを廃止して、24年、25年は90%、それで26年度になりますとこの据置特例を全部廃止しますということでございます。ですから、厳しくなるという御指摘のとおりでございます。

それから続きまして、(2)の地域決定型地方税制特定措置の導入に伴いと云々のところのアとイでございますが、アの下水道除外施設、課税標準の4分の3というふうに書いてありますが、これが工場等におきましていろいろ下水道に出しますと害になるというふうなものがありましたら、その除外施設を設置した場合に4分の3という形にさせていただきますということです。これが今まで地方税法の中に書いてあったんですが、それを各自治体の条例の中へおろしましたということでございます。

雨水貯留浸透施設につきましても、特定河川等につきまして浸透する舗装等につきましても、これの対象になりますよと。これも同じように地方税法の中にあったものを各条例で定めなさいという形で条例の中へ定めるという形になりました。

以上でございます。

**議長（道上 政男君）**

尾高議員。

**5番（尾高 誉久君）**

すなわち厳しくなるというのは、皆さん一般市民の住宅へ住んでおられる方の固定資産税が上がるという

ことだというふうなことの答弁でございました。十分よくわかりました。税金が上がると、このような状況の中で税金を上げていくということを国が決めたわけですから、よく厳しく受けとめます。ありがとうございました。

**議長（道上 政男君）**

よろしいか、もう。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（道上 政男君）**

ほか質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（道上 政男君）**

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（美作市税条例の一部を改正する条例）」について、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（道上 政男君）**

全員賛成。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

続きまして、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について、質疑に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（道上 政男君）**

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（道上 政男君）**

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（道上 政男君）**

全員賛成。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第6、議案第56号「美作クリーンセンター造成等工事請負契約の締結について」、質疑に入ります。

ございませんか。

絹田議員。

## 17番（絹田 和昭君）

指名委員会の委員長でもある副市長の皆木副市長にお尋ねしますが、まず今回のクリーンセンターの造成工事の指名の方法については私は少し残念に思っております。なぜなら、このクリーンセンター建設の当初から皆木副市長は、この事業は大きい事業であり、この周辺の水路工事または進入路等については地元建設業者等をお願いするようになると思うというような話も私も直接話をしたこともあります。次第に公共事業が少なくなっている今日、このクリーンセンター工事の地元業者または美作市内業者の仕事ができるようにするのが私は非常に自治体としては大切だと思っておりますけど、現にこの指名の内容を見ますと、美作市内の建設業者が一社も入っていないというような指名の方法になっているのはどうしてかということをお聞きしたい。

それから、事業費が大変大きいのでランクというのがあるかと思っておりますけど、そういうことで入らないとするとしたら、この一括ではなしに工区を管理道とか搬入路、造成工、水路工、調整池等に区分をして分ける方法があったんじゃないかと思うんですが、そうして美作市内の業者に発注できる体制をつくることは、特にこのクリーンセンターについては、みんなで市内の業者が参加してこのクリーンセンターをつくるというような方法のほうがよかったんじゃないかと思うんですが、その指名の方法についてまずお聞きしたいと思っております。

### 議長（道上 政男君）

副市長。

### 副市長（皆木 照夫君）

指名委員会のほうにということでございますので、指名委員会のほうは各部署から入札の依頼が管財課のほうに参ります。管財課のほうでまとめた分の入札依頼について指名をしていくわけでございまして、今回の部分につきましても担当部署のほうから、いわゆる市長名で市長のほうから入札依頼が参っております。設計金額は5億数千万円ということで来ておりますので、美作市の建設工事請負契約入札参加資格要綱によりますと、2億円以上は特Aの業者で指名します。特Aというのは土木でございますので、土木建築一式は1,050点以上、これを指名するというところでございまして、私ども指名委員会はこの要綱に従って指名をさせていただきました。

### 議長（道上 政男君）

市長。

### 市長（安東 美孝君）

クリーンセンターの指名で地元の業者の皆さんが参加を希望されておるといのは、かねてからお話を伺っております。その中で現在行っております水路等の改修につきましては地元業者を中心に発注を行っております。御承知のとおりクリーンセンターの建設につきましては、何度も申し上げておりますが、今南部の焼却場1カ所でございますので、老朽が甚だひどい、一日も早く完成をさせていかないと、故障した場合にお手上げ状態になる、そういった状況の中で平成26年度の稼働を目指して動いております。

そうした中、工事を御指摘のとおり図面上で分割するということは可能ではありますけれども、実際の工期ということになりますと、ことし1年間でほぼでき上がってしまうというのは分割をやる場合は非常に難しいというふうに考えます。それはどここのどんな今2億円以上ということになりますから、2億円以下にすりゃあいいわけですから、ばらばらにすりゃあできますが、それでは工事がなかなか前に進まない、どこが責任を持って造成が仕上がるんだという問題がございます。

そういった意味もひっくるめてこういった面は造成工事一つの工事として大手で仕事をしていかないと現

場での統制がとれなくなるということで、1カ所で発注をしておるものでございます。その辺は同じ場所の中へ入れかわり立ちかわりできませんので、一人の業者が済ませてそれから次の業者が入ってくる、そんなばかな工事はできませんので、御理解を賜りたいというふうに思っております。

**議長（道上 政男君）**

絹田議員。

**17番（絹田 和昭君）**

それぞれの考えですけど、今市長が言われましたように大手で統制をとるということですけど、私がこの図面を見て進入路は1本でしたらなかなか一括の請負のほうがいいんじゃないかと思えますけど、進入路が管理道と搬入路とあるということで、これはやり方によってはこの各工区に分けてもやれるんじゃないかと。特に水路等についてはしようがないんじゃないかと思うんですけど、やはり美作市内の業者を育成する、経済活動を維持していくということから見て、非常に私はそういう方向はどうしてとれなんだんかと非常に残念に思うんですけど、やはり専門的な私も経験はないんですけど、このやり方としてはそういう方法はもちろん検討されたんでしょうけど、私にしてみりゃあ進入路だけでも分ける方法はなかったかということをもう一度お尋ねします。

**議長（道上 政男君）**

市長。

**市長（安東 美孝君）**

御指摘のとおり、何でも小さく分割すれば分割できるんです。建物を建てるんでも、下から順番に1つずつ分けて柱1本ずつでも分けてやりゃあできるんです、一人ずつに。だけど、ある意味経費というものが要るんです。分割すればするほど経費は高くなります。

それからもう一つは、事業、あれだけの工事をやっていく中で進入路が2本あるから2カ所に分けれるというのは、それは簡単に言えば柱がたくさんあるんだから1本ずつ分けりゃあええがなという、理屈的にはそうなるんです。工事というものは1カ所の入り口しかないという分は非常にやりにくいんです。やはり2カ所あるということが事業をする上では大変有利に運ぶということと、それからある意味、26年度稼働を目指して工事を発注していったるわけですから、少しでもスピードアップするためには全体的な管理をとった中で事業を進めていくのが、より効率的な事業の展開となります。

地元業者には今までも除外したことはなしに、地元業者の皆さんにできる範疇のしっかり仕事を出してきております。全然出してないのならそれは大変なんですけれど、出してきております。だけど、大手でやらなければならないところは大手でやらせていただかないと、事業をするためにやっておる工事でございます。業者の救済のためじゃないという、そこは御理解を願いたいと思います。

少し言い過ぎかもしれませんが、地元でできる部分についてはしっかりと地元業者に発注しておりますし、この議場で私も申し上げております。工事の下請等につきましては、市内業者を配慮してくださいというお願いは当然元請の業者をお願いをしております。市内業者を優先していただきたいという思いで、下請です、そういうことは行政として元請の会社に要望することはやぶさかではないというふうに思っております。

以上です。

**議長（道上 政男君）**

絹田議員。

**17番（絹田 和昭君）**

今回のとられました業者につきましても、岡山に昭和28年ごろから支店を設けて岡山に非常に長いこと活動されております。また、真庭のほうにもテナントを持っておるっていうようなことですので、非常に親しく交流もあったんじゃないかと思いますが、今市長が言われましたように元請はこの人でしたらできるだけ市内業者の仕事の発注の方向で下請等の発注の方向をお願いしましてこの質問を終わります。

**議長（道上 政男君）**

答弁要りますか。

[17番絹田和昭君「よろしい」と呼ぶ]

ほかに。

西元議員。

**7番（西元 進一君）**

市長が盛んに言われるんですが、最初のことから聞きます。

8社指名して、これは指名そのもの、指名願も出とるわけでしょう。で、3社しか、あと全部棄権ですか。そういうことが普通に行われて正常な入札ができたというふうに市長は考えられとるんですかどうですか、その辺をちょっと言ってください。

**議長（道上 政男君）**

市長。

**市長（安東 美孝君）**

指名要綱に基づいて指名をやって、それに基づいて粛々と実施します。その中で過去の例もございますが、1社しか残らなかった。1社だけであと全部辞退されたという場合もございします。極端な例は全員辞退ということもありましたけど、基本的には1社応札があれば有効です。いうことで、1社でやったという例は県内でもあるというふうに聞いておりますし、3社で応札があったということは正常な入札が行われたものというふうに理解しております。

**議長（道上 政男君）**

西元議員。

**7番（西元 進一君）**

それはそれでいいんでしょう。先ほどから市長は地元業者がどうのこうのと言われるんですが、私は地元業者は本当は優先されるべきだというふうに思います。ていうのは、市長は盛んに1つでないとうまくいかん、工期内にいかんということと言われるんですが、私はそうじゃないと思うんです。

そういう工期内に対しても市がある程度煩雑なもんでも責任を持って解決すると、そういう立場でなかったら、地元業者ではなしに地元の納税者は救われません。後期5カ年計画の中でも市長は盛んに2万3,000人から4,000人の人口をふやすというふうに言われておりますが、しかしこれは納税者を本当に保護し、納税者が美作市に住んでよかったという格好にならなんだら、この土建でも煩雑で工期内にできないから1本にしたと、それで4億7,000万円もの仕事を大手のゼネコンでやったということであつたら、これはもう全くいわゆる執行部側の責任を逃れとるということなんです。私は土建の仕事ぐらい、造成の土建の仕事ぐらいはこれは最低地元でやるという基本的な姿勢がなかったら美作市民は救われません。

それでなかったら、市長、私は釈迦に説法みたいなことを言いますが、67万円ものことしの予算を組んどんです。市民がおって初めて1人当たりの67万円もする予算が組めたわけです。これを消費するのに全く納税者でない岡山の人たちを一本にやるというようなことは普通は市長は考えてはいけんでしょう。できたら美作市民の中で美作市民で分かち合えるようなそういうことを活性化ですとということであつたら、それ

はいけんです。

だから、そういう点では今の私は市長の答弁というのは市民に向けての答弁でなしに、工事そのものをや  
っていく上では自分たちの責任の煩雑さを逃れとるということにしか聞こえないんですが、その点はいかが  
ですか。

**議長（道上 政男君）**

市長。

**市長（安東 美孝君）**

ちょっともう少しまとめて言っていただけると助かるんですが、ちょっと質問の意味が理解しにくい部分  
がありますが、まず工期だけじゃない。工期もありますよ、だけど分割すればするだけ経費も高くなるとい  
うことを申し上げたと思います。それが経費を安くするのは市民にとって不利ですか、有利なんですか。分  
散すればするだけ諸経費が高つくんです。だけど、その兼ね合いの中で少しでも市民の皆さんにという中  
で、できる限りは市民の市内の業者に発注をかけていっております。

それから、私が誤解でしたら変えにゃあいけんですが、納税者イコール業者、業者イコール納税者とい  
うふうにストレートに判じ得ないんです。業者の方も税金で仕事をされようんです。いわば公務員なん  
です、業者の方も。公務員じゃないんですよ。ただ業者イコール納税者、納税者イコール業者というふう  
に西元議員言われたような気がするから、それはちょっと言い過ぎではないかという気がします。

と申しますのも市内業者と言いますが、すべての市内の業者に発注していく工事は下請に出される場合  
も多々あります。すべて市内業者がやられておりますか、下請。業者へ出すけれど、市外の業者をたくさん  
連れてこられよんです、市内の業者が。そういう例もたくさんあるんです。

そのことを知って言われようかどうか、私が言うのは。実際には市外からも下請業者を連れてこられる  
ん。それはいろんな事情があるから。特に下請の場合は我々はいくまでも民間の取引ですから、値段が折  
合わんのにだれもうん言いませんから。1,000円のを100円でせえ言われてもそれはできませんよと、  
だれもそうです。だから、1,000円のは1,000円でしてくれ言われりゃあ、市内の人も喜んでされる  
でしょうけれど、もしそういう話でしたら。

そういうことがあれば、商取引ですから我々がそこまでは口を入れられませんけれど、できるだけ市内の  
業者を利用する、下請は使ってくださいということはお願いしておりますし、先ほど言われたように工期も  
もちろんあります。あれだけの入り口を例えば道路、進入路が500メートルあるから100メートルずつにちょ  
ん切ってやって、真ん中の人は入れんのんですから、工事に。入り口から1個ずつつくっていかんやあ  
できんのんですから中へ入れんのですよ。一人の業者がやるまで待ちょうらにゃあいけん、次の人が  
というふうな状況になりますから、このどういう格好で工事を発注するかというのはこれは執行部  
にお任せいただかないと、御意見とすればたくさんあるだろうというふうに思いますけれども、  
執行部の判断といたしましてはこれは一括工事として発注するというふうに判断をさせていただ  
いております。

何度も申し上げますが、元請業者に市内の業者を優先的に利用してくださいというのは当然行政  
として申し上げます。そこには先ほど言いましたように商取引ですから商取引の中までは行政も  
踏み込めませんから、それは値段の合う合わんがありましようから、そこで話し合いになるだ  
ろうというふうに思います。

以上です。

**議長（道上 政男君）**

西元議員。

**7番（西元 進一君）**

経費の分を言われると、僕たちもちょっとわからんから弱いんですが、しかし市長、経費について本当に入札で経費が要するというふうを考えられとんだったら、経費ぐらいは法制上、条例上、そういうことはできないのかもしれませんが、工事請負金の中で若干ぐらいは業者も負担しますよ。

なぜ僕がこれをしつこう言うかというたら、勝田町で下水工事を大手でやらせたことがあるんです。これはゼネコンだったんです。全部下請なんです、勝田町の業者は。で、3割取られたんです。これと言えば3割取られたら、90%の入札だから4割なんです、4割取られとる。そしたら、何が起こったかという、勝田町の業者は床掘りをする、それで碎石で埋め戻すと。碎石分だけが赤字だったんです、赤字で持っていくということを言われたんです。だから、下請でさせるということがどれほど美作市民に犠牲を負うかということは、実際に市長はそういう現場におられたんだからわかっと思っと思うんです。

だから、そういう点では単純に美作市の市民が、いずれにしても反対者も含めて私たちを含めてこれはどうなるかこうなるかという気持ちをもみながらやってきたこのクリーンセンターの姿が、全く場違いの人たちに牛耳られて、それで直接美作市民の人たちが頭を下げて、しかもお金を赤字を出してでもやるという現状を執行部がつくり出したということは私は残念でかなわんです。

だから、そういう点では、きちっとやっぱり整合性ある答弁というか、そういうものを含めて指名委員会も業者選定する職員の方たちも本当は考えてほしかったんです。だから、私は建屋の件、ごみ焼却炉の件ではこういうことは言いません。しかし、この土木工事で最低限、造成工事は勝田の業者あるいは美作市の業者で十分こなせられると思うから言うんです。ただ、煩雑で分割すればそこで真ん中におっておる人ができるのだという、そういうことだけが理由だったら、執行部あるいはその係の人たちの責任が全くなしにあの仕事はできるということになるわけですから。そういうことはやっぱりちゃんと、言うたら市長を含めて能力でこなしていくと。こなしていくけど、少々無理でもやってもらいたいということで、私たちはこれだけのことをこれだけの犠牲でこれだけのことをやりましたということにならんなら、美作市民のためのクリーンセンターにはなりません。だから、そういうことだけでもちゃんとやっぱり今ここできちっとした返答が欲しいと思います。

**議長（道上 政男君）**

市長。

**市長（安東 美孝君）**

市内の業者がもうけることだけが市の行政の役割じゃございませんから、そういうふう聞こえますよ、西元議員言われるのは。業者がもうからんから、これは市民のための事業にならんのかというふう聞こえるんです。違うと思います。業者の方ももうけていただかなければならないんですけど、じゃあちゃんと業界の建設業をやっていく中でA、B、C、Dというランクがあって、それぞれの能力に応じて工事を発注していくようになってんです。その仕組みは何ですかということなんです。それなりの品質保証とそれなりの企業努力とを頑張っていけば、そうやってランクを上げながら大きな仕事ができるというふうになってんです。それを市内のだけのためのということと言われますけれど、じゃあほかの市民の皆さんは高くてもいいんですか、工事費が。ちよびつとでも安い方がいいはずですよ。分割すればするだけ高くなるんです。それを安くしてもええんじやということにならんのです。それはそういう仕組みになってんですから。なぜ安くしたんですかというようになる、今度は逆に設計書が。

だから、設計をするに分割すればするだけ諸経費がどんどん率が高くなるんです。総額的には5億円、6億円の額ですから、分割すればするだけ諸経費が高くなります、間違いなしに。その点は市民にとって有利じゃありません。業者にとっては有利かもしれませんが、市民にとっては有利とは言えない。そこ

は御理解をしていただかないと、そういう仕組みで事業の大きさによって業者のランクづけをされてやってきとるのが日本の建設業法の一部ですから、そういう仕組みになつとるわけですから、それは御理解していただかないとだめです。

それから、それは工夫すれば1本の500メートルの中へ5社入れる可能性はないとは言えません。絶対ないとは言えませんが、やはり大型の工事をやる場合は例えばの話で入り口をそんなに分割して出すと、それこそ工期を物すごい長い時間をとらないとやれなくなるということになると、いつまでもかけてやっていきやあえんじやというようになればそれはいいんですけど、そうはいかない。ある程度目標を26年度稼働というのを目標を定めてやつとるわけですから、その方向で完成するように執行部が考えてとってきた手法の一つでございます。御理解をお願いしたいと思っております。

**議長（道上 政男君）**

西元議員、総括。

**7番（西元 進一君）**

総括。3遍目じゃ。

市長、経費を言われると、それは比較的安けりゃあいいんでしょうけど、僕はそれほど変わらんと思っとんです。僕も若干は経験があるから、その点では大きな差だと言やあ1,000万円だったら、それは大きいか小めえかといやあ、僕にとってはどえらい大きな数字ですけど、美作市の予算であつたらそれほど大したことはないというふうには私と思っとんです。そういう点では本当言うたら割とということが基本だつたというふうには私思います。

それで、盛んに私も何回か、絹田議員も言われましたが、執行部の方に会いました。そういう中では市民に向けての十分な手当ができるというような回答が盛んに出てきております。しかし、一たんあけてみたらこうなつたと。それも具体的に言うと、何となしに指名した瞬間からこの吉田組がとるといふようなものが決まつとって、それでそういう形の中のものがとつてしまつて、それで下請下請と言われて、さっき僕が具体的に説明しましたが、下請でほんなら美作市の業者が喜ぶかというたら、本当に喜ばんですよ。それはもうはっきり言うて人夫出しとそのときの仕事が賄えると、人夫が賄えるというふうなことになるんで、それはやっぱり納税者としてのいわゆる抜いとしての市長がそういう高い次元での立場というか、そういうものがやっぱりなかったということが欠落しとると思っとんです。

そうでないと、今盛んに僕が言うんですけど、執行部の責任というのはやっぱりそういう煩雑なもの、あるいはそういう難しい問題を解決して26年度中にやるということは決まつとるわけですから、だからこれがここまででできなんだらペナルティーという方法もあるだろうし、そういうことを含めてなぜ検討されなんだかということをおは言いたいんです。そうでないと、やはり今後の美作市が3万4,000人としての人口をなんなんとしてふやしていくというような後期振興計画をつくつて成功さす上では、美作市民が具体的に喜ぶような、あるいは市長を中心にした執行部が美作市民の利益のためには孤軍奮闘してくれるという姿がなかったら美作市は発展しないです。

だから、そういう点ではやはりこの、もうしょうがないんでしょうけど、私は反対しようと思っとんですけど、しょうがないと思っとんですけど、しかしこういう問題が起こるたびにこういうことを言わずにやはり地元業者あるいは地元の方たちにやっぱり責任を負わす、実行させていく、それも執行部に十分な補償が得られるようなそういうシステムをつくり出していくということをおはお願いしたいというふうにおは思います。何か意見があつたら言うてください。

**議長（道上 政男君）**

いや、もう答弁は。市長、総括なら認めますが。

〔市長安東美孝君「総括、総括でございます」と呼ぶ〕

はい、どうぞ。

**市長（安東 美孝君）**

そもそも指名競争入札、これははっきり言うときます、執行権です。議場である意味は希望とすることは発言されて十分いいだろうと、市民の代弁者ですから発言されるのはいいだろうと思いますが、完全に否定するような御発言は業者業者業者、業者の一方的な御意見をさも正しいような言い方をされるのは誤解を招くんで慎まれたほうがいいんじゃないかなというふうに私は思います。あくまでも我々も御指摘のとおり、地元業者は要らないと言っておることは一回もございません。ほとんど今もクリーンセンターをやるのに市民の市内業者の皆さんに発注してきとんです、全部。また今後たくさん要望事項が上がっておりますから、解決するところから要望事項の工事をやっていきます。これらもすべて地元業者に発注する予定でございます。ですから、地元業者を、地元というのは市内業者です、誤解のないようにお願いしますが、市内業者ですから、に発注をかけていくつもりでございます。

そういった意味で配慮しながら、ここはこの工事はこの部分は建設業法にのっとってきちっとした道理、例えば特Aの業者でやっていただくというふうにやっていきます。部分部分をやっていきますと、例えば焼却場のプラントでもそうです。鉄骨を1本ずつ鉄工所へ出しゃあいいわけです。そんなことはできっこないんですから、そういう意味と一緒に、ある意味余り業者のことを前面に出されますと、少し指名委員会に議会としてプレッシャーを与えるんですが、公明正大と言いながら業者の偏った仕方をやられるんですが、それも大したことのない経費じゃと言われますが、大したことがあるんですよ。だから、分割というのは難しいんです。分割し過ぎると経費が高うつこうがなという質問された方もございました、過去。だから、そういった面の兼ね合いをやりながら、執行部も考えながら発注をさせていただいておりますんで、御理解を願いまして今後とも御協力よろしくお願い申し上げます。

**議長（道上 政男君）**

ほかに。

鈴木議員。

**12番（鈴木 悦子君）**

私の聞き落とししかもわかりませんが、この工事の完成するまでのタイムスケジュールというものをきちっと計画立ててされていると思います。造成工事についての工期はいつまでかということをお尋ねしたいと思います。いつからいつまでということをお聞きしたい。

〔「議長、これはあれですか。ちょっと聞くんですけど、特別委員さんはできるんですか」と呼ぶ者あり〕

**議長（道上 政男君）**

できます。

クリーンセンター建設担当部長。

**クリーンセンター建設担当部長（石田 薫君）**

鈴木議員の御質問にお答えします。

この造成工事の工事の工期でございますが、議決をいただきましたら、議決日より今の予定としまして25年、来年の3月末を予定としております。よろしく申し上げます。

〔12番鈴木悦子君「はい、わかりました。よろしいです」と呼ぶ〕

議長（道上 政男君）

よろしいか。

〔12番鈴木悦子君「はい」と呼ぶ〕

ほかに。

尾高議員。

5番（尾高 誉久君）

先ほど答えられました美作クリーンセンター担当部長が指名委員会のメンバーでないのかあるのかだけお願ひします。

議長（道上 政男君）

副市長。

副市長（皆木 照夫君）

指名委員会のメンバーではございません。

議長（道上 政男君）

尾高議員。

5番（尾高 誉久君）

それで、それはないだろうと、私は住民の方にもきっとメンバーですよということによっておりますが、ここに広報6月号出てます。その中で美作市一般廃棄物処理施設審査委員会委員の中にも担当部長の名前がありません。

それから、もう一つ言いたいのは、英田圏域（美作市・西粟倉村）循環型社会形成推進地域計画、変更が平成23年8月23日に、平成23年12月26日に国のほうに提出されておりますが、この提出されとる部署は担当部署が美作クリーンセンター建設部ではないかと、技術者の集団をつくっておるわけですから。それで、きょうも造成工事が出ておりますが、この搬入路、管理道等については建設部が管理してくださるのかどうかわかりませんが、私が申したいのは、なぜ重要な担当部がこの指名にかかわらず、答弁はする、そのようなことで今後この事業がうまくいくのかと。美作市の市長が言っておる、3つのS、スピードアップしていく、スリム化するという点で担当部署の部長がこの指名委員に参画していないことに非常に私は疑問を感じるんですが、執行権の側にあることですから、これはただ住民の方も非常に疑問を持たれとんじやないかと思うんですが、その点をわかりやすく御答弁お願いします。

議長（道上 政男君）

ちょっと暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

---

午前11時04分 再開

議長（道上 政男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

市長（安東 美孝君）

尾高議員の御質問でございます。

かねてから指名委員会の附則要綱等がございまして、その中でメンバーを選定してございまして、そのメンバーでやっております。工事を担当すると必ずしも指名委員会に入らないということは、例えば教育委

員会の学校の問題にしても消防署の問題にしてもそういったもんで指名委員に一々変更はございません。手なれた職員で、手なれたという意味はおかしいですけど、熟練した職員で指名を担当しておるものでございまして、担当部署だからという形で指名委員会にはその都度入れるというようなことはやっておりますので、御理解願いたいと思います。

**議長（道上 政男君）**

尾高議員、よろしい。

はい、どうぞ。

**5番（尾高 誉久君）**

担当部署でやらないということで、これが大変な恐らく60億円に近い事業になるだろうと思いましたが、担当部署の部長として大変な重圧を感じているという部分では、そういう配慮から来るものかなとも思いましたし、そういう組織形態も一つには考えられたかなとも思います。

ただ、これは美作市の皆さんが非常に注目する大変な工事でございますので、手戻り等または瑕疵等がないように十分に注意され、管理監督はどのようにされるのか、これからのことだろうと思いますが、瑕疵のない工事をお願いいたしまして了解いたしました。

**議長（道上 政男君）**

ほかに。

万殿議員。

**16番（万殿 紘行君）**

クリーンセンターは未だに地方の方から色々御意見をいただいておりますけれども、きょうはこの入札についてということの議題についての質問にいたしますけれども、そもそも市長、14万7,926.13平米でこの工事をやると、計画をしておるということであろうと思います。私は、以前市長は県内大手でということをやっているとこられておった、なぜ急に今回こうなったのかなという疑問を持っておったところでありますが、この8社を指名したと、これは市長は指名委員会へ入つたらんからその辺は定かでないだろうと思いますが、市長の思いをお聞きしたい。

8社を指名したと、そのうちの3社が参加された。それで、先ほど市長は以前にも2社でやったと。これ適正であったという発言をされております。これ一般市民から考えまして、この厳しい経済状況の中で企業努力で力いっぱい指名をいただいて工事に参加させていただこうと各会社一生懸命なんです。この時期に8社を指名して5社が辞退する、指名委員会がどういうあれでされとんか、そこをまず私は疑問に感じておるところでございます。やはり辞退をされた会社は何かのペナルティーをやれと、そういうお気持ちを持っておられるかおられんか、その辺のことをお聞きしておきます。

先ほど3社でやって入札率が90%という市長からの発言でありましたが、やはり市長冷静に考えてみていただいて、先ほど私が申し上げた、指名をしていただいたのに辞退をする、これ到底普通じゃ考えられんんです。私はそのように感じております。先ほど言いましたように、このクリーンセンターの今回の工事入札に関しての、工事全体に関しての面積は14万7,000、当初平成22年でしたか、2月のちょっと日にちは忘れちゃったけども、執行部より説明があった14万7,926.13平米の中で工事を発注されとんだろうと、このように考えておるところであります。

先ほどから市長はなかなか苦しい答弁をされておる、私もこの土木のほうの息子がやっておる関係上、この問題は極力控えるよという思いで今日まで来ておったわけでありましてけれども、先ほどからの市長、本当に苦しい答弁をされとる、市長も大変だなと、市長の思いが十分伝わとんかなと、こういう思いで市

長の答弁を先ほどから聞いておったところでありますけれども、そこら辺をまずお尋ねをいたします。市長はどのように感じておられるか。

**議長（道上 政男君）**

副市長。

〔副市長皆木照夫君「ちょっとその前に傍聴席とめといてください」と呼ぶ〕

傍聴席から拍手は慎んでいただきますようお願いいたします。

副市長。

**副市長（皆木 照夫君）**

万歳議員にお答えをさせていただきます。

市長への指名でございますけれども、指名委員会については市長が権限等口を挟む余地がございませんので、指名委員長のほうで答弁をさせていただきます。

2億円以上というのは8社以上ということになりますので、指名委員会の中で過去の経歴等を見て指名しておりますということはまずお答えをさせていただきます。その中で5社辞退をしたということにつきましてのペナルティーはどうかということについては、これは最初から辞退するのがわかっとったら指名しませんので、指名した後のことについては、これは指名委員会の権限でしますので、市長がいかようなペナルティーを与えるとか与えないとかということは言えませんので、これは指名委員会のほうにお任せを願いたいと思います。この場でどうこうするということは控えさせていただきますと思います。

**議長（道上 政男君）**

市長。

**市長（安東 美孝君）**

まず、8社指名して3社しか応札がなかったという分につきましては、確かに仕事が欲しいという部分もありましょうし、逆に言いますと5社でしたら各社それぞれの事情があるだろうと、それぞれ事情を出てきて申し出て、それから辞退するという仕組みになっておりません。ですから、応札を締め切ると同時にそれが辞退が出てくるということで、把握をすることが不可能です。

例えば今も回っておりますが、ある会社が例えば死亡事故を起こしたと、それについて指名を辞退したいと、指名をしとるしないは別です、ということでみずから辞退を申し出てこられるというケースも間々あるんですが、応札の場合には言うてこられるかこないかはわかりません。それはそれぞれの会社の事情があって、今はある程度技術者の配置等もいろいろと求めていきますから、なかなかできないんだということで、実はもう数年前ではございますけれど、私も携わったところに全社辞退されたということもございました。何でならという話を聞きますと、やはり技術者の配置が難しいんだということで全員が辞退されたというケースも前にありました。

ということで、どういった事情があるかという部分はわかりませんが、ある意味辞退をされてきます。けど、それを辞退をされた方にすべてペナルティーを与えるということになりますと、これはある意味いいほうの規制にはなっていないようでございまして、全国的に辞退に対するペナルティーというのは出さないと、辞退するも応札するもその会社の自由であるというのが認められて今日まで来ておりますので、ペナルティーということではできないだろうというふうに思います。

それから、いわゆる指名要綱に基づいて指名をやってくれておるといふふうに思いますし、その中で粛々と事業を進めていっとるわけでございますんで、答弁が苦しいというよりはできるだけすぱっと言わずに親切にお答えしようと思うからそういうふうにお聞き取れるんだろうというふうに思います。端的に言います

と、執行権でございますので、執行権で肅々と要綱どおり執行させていただいておりますというふうには言えませんが、それじゃあ余りにも失礼ですからお答えを長うやらせていただきようからそう思えるんだと思います。

そういうことで……

〔「14万」と呼ぶ者あり〕

14万平米につきましては、基本的には最終処分場予定地、それから周辺のある程度の景観等も考慮いたしまして、これだけの面積をとっております。決してお手元に平面図を配付させていただいておりますが、真ん中に最終処分予定地という形で入れとる中で、全体がごみの焼却場、クリーンセンター建設場として決して広過ぎるという面積ではないというふうに思っております。

議長（道上 政男君）

万殿議員。

16番（万殿 紘行君）

市長、私が申し上げた面積は平成22年2月26日に議決しとんです、我が市議会で。その面積が14万7,926.13平米で議決しております。だから、その後買い増しとかなしにこの面積で計画されておられるということではよろしいな。

〔市長安東美孝君「はい」と呼ぶ〕

先ほど皆木副市長のほうから市長は指名委員会へ入っとらんと、そのことは私も十分理解しておるんですが、市長の思いを私はお聞きしたわけで、指名委員会としてもこれペナルティーは市長、今の答弁で科すわけにはいかんと、こう答弁されたんですけれども、我が美作市の入札においてはペナルティーを科しとんですよ。そういうに、県か。

〔市長安東美孝君「無断辞退、無断で応札しなかったこと」と呼ぶ〕

それも無断の場合にはかけると。

議長（道上 政男君）

そこで話せんように。

16番（万殿 紘行君）

ということは、指名をした、けど私は辞退させてもらいますと、そしたら役所のほうに入ってくる、連絡が入れば、そうした場合には8社が計画されておるんなら、かわりの業者を指名すると、そういう多くの8社、3社より8社のほうが多いわけですから、それで入札をやれば90%、可能性です、なるということ言うんではありませんが、そういうことも想定されるんじゃないかと、私はこう考えるわけです。指名委員会の方はもう一回指名してしもうとんじゃけえ、辞退するのは勝手じゃと、それはちょっと私は無責任な、あれやこれやいろいろと状況を調べて、ここの業者は大丈夫だろうということで指名しておられるんだろうと思う。それをどうも会社の都合で辞退されたけん、どがんしようもないわということになると、これは指名委員会が考えられることで、私がどうせえこうせえということ言うわけじゃないですけども、8社のうち5社が辞退するということが異常事態じゃないですかと。

ただ前回、昨年も大原の分で2社で入札したと、5社、6社でやればまだ単価が下がったかもしれん。これは可能性で実際はどうなったかわかりませんが、私の言いたいのは多くの方に参加してもらえば、先ほど市長、市民のためにと7番議員の答弁でされておりました。やはり大勢の会社に入札参加していただければ、入札率も変わってくるんじゃないかなと。

今後、市長の思いが部課に伝わるような指導、その辺を市長、もう一度お聞きをいたします。

それから、先ほど7番議員が、これうわさだということで発言されておられましたけども、今回のこれがまことうわさであるんかどうか、私今初耳で西元議員の質問でびっくりしたようなことでありますけれども、やはりこういうことがあるんなら議会としても百条委員会でも設置して徹底的に調査する必要があるんじゃないかなと、こういうことを考えておるところでありますけれども、市長、今回の結果を踏まえて今後の入札についての思いを再度お聞きしたい。

**議長（道上 政男君）**

市長。

**市長（安東 美孝君）**

ペナルティーについては先ほど申し上げましたように、入札辞退をされた方にまでペナルティーをかけるということは非常になじまないということで御理解を願いたいと、まず思います。

それから、無届で辞退も何もなしに、一切応札も何も応答なしという分については、これはペナルティーがついております。これはたとえ全国だろうが世界だろうが市内であろうが、無断での欠席についてはペナルティーがかかります。それから、これはすべて指名要綱の中で制定しておりますからやっております。

それから、辞退が事前にわかったら追加すればとなるんですが、理屈的にはそうなんですけれども、極端なことを言いますとずっと日にちを延ばさなきゃいけない、入札の。ある程度新しゅう追加するとまた積算期間を設けなきゃいけないということで、どうしても期限がないなってしまう。これはある程度期日を定めた部分で執行しております。

それで、例えば2社で入札する場合、1社だけになった場合等々を岡山県とかにいろいろ上級機関にも御相談しております。相談させていただいて、それは正常に執行していただければ、粛々と執行されればよろしいという方向をいただいて、回答をいただいてやってきております。

ですから、美作市だけが特別なことをしとるわけじゃないんです。岡山県もやっとなです。ということで、極端な話を言いますとほんまに1社でもいいんです。ただ1社の場合は余りに好ましくないということで、できるだけその場合は多分指名委員会で協議して日を延ばしたこともあるようですけど、1社でもできるというふうに回答を上級機関のほうからいただいてきて、それに基づいて執行しておりますので、決して美作市独自でやっとなわけではないということを御理解を願いたいというふうに思います。

それから、落札が決まっておるとい話を、全員協議会でも申し上げました、業者の名前を……

〔「議運、議運、議運です」と呼ぶ者あり〕

議運でした、ごめんなさい。議会運営委員会の中、議会運営委員会じゃったかな。違う、全協じゃな。クリーンセンターの特別委員会ですか、特別委員会でした。

失礼しました。特別委員会の中で申し上げました。うちが指名業者を公表してないんです、今回。大きい工事は公表せんのです。公表してないのに業者の名前が決まってわかって、それが行って落札するんじゃないのは、私から言えば、そのときも申し上げました、じゃあうちが指名した業者がもうみんなにわかっとなか、どこからわかったんならと。まず、そのだれがとるんじゃないという言うた人に聞きたいんです、私は。うちの職員から漏れとなら職員を処分します。これは大変なことです。ですから、本当に確証があったら言うてくださいよと。でなかったら、ある程度その想像では遠慮していただきたいという思いで申し上げたことはあります。

その辺で議会がそういうことで合っているから百条委員会をやるというならばやっていただければいいと思うんです、調査応じます。だけど、そこをはっきりと明確にしていだかないと何にもできないんです。あれが言よた、これが言よただけの話で終わってもろうても困るんです。やるからにはきっちりそのこ

とをやって、うちの職員がそんなことをしとるとは夢にも思うとりませんから、大丈夫だと思うとります。だから、やってくだされば結構だろうと思いますが、もちろん言われた方には発信源には当然どこでどう聞かれたんですかというのを踏まえて調査していただかなければいけません。

場合によれば、我々から見れば、過去何回もあるんです、発注しとる業者をオープンの場合もありますから、この業者がとるんじゃ、あれがとるんじゃという話はようけい入ってきますよ。例えば8社を指名しておれば、確立は8分の1です、当たるんが。当たる場合もありやあ外れる場合もあります。そういった他愛のない情報と、それから本当にあるという情報もあるかもしれませんし、あるんならばゆゆしきことですから、きっちり調査する。きっちりとした調査をすべきでしょうし、それから他愛のないそういった単なる嫌がらせという形の8分の1の確立の落札業者が決まるとという情報が過去何度も寄せられておりますので、その辺は指名委員会で協議しながら指名を例えば延期したりしながら、入札を延期しながら調査を、指名じゃありません、入札を延期したりしながら対応してきとるとというのが今の現状でございます。

これ以上具体的な例は一々挙げることはございませんけれど、そういった状況でございますので、これは万殿議員、事実があるならば、これは明確に示していただいて追求していただければ、我々も協力することにはやぶさかでないというように思いますので御理解賜りたいと思います。

議長（道上 政男君）

万殿議員。

16番（万殿 紘行君）

その百条の件はさておきまして、市長に私が当初22年2月26日の14万7,926.13平米というのをお聞きしました。けさ私この印刷物いただきまして、それを読んでみると、これ勝央町の土地を購入と、買収されてきたということがこれ書かれておるんですけども、このクリーンセンターに関して私ども一応現地視察のときに、ここから向こうは勝央町じゃということは聞きました。議会で視察へ行ったときにお聞きしましたけども、そのあたりかなという思いで質問をさせていただいておるんですが、勝央町とこれ売買契約いつされておるか、勝央町との交渉、協議、そういうものは後日でも結構ですから、あるんなら見させていただけるんか、勝央町とどういう取り決めをされとんか、もしされておるんならですよ。その関係をちょっとお聞きして、けさ私もいただいたんで、そのまづもってそのことが事実なんかどうか、事実であれば勝央町とどういう協議をして我々議会にもこうだという説明があつてしかるべきで、委員会でされたんかどうか、そこはまだ私も委員会のほうへお聞きしておりません。

議長（道上 政男君）

ちょっと万殿議員、何をもって質問されよん。

[16番万殿紘行君「けさここでいただいて、勝央町」と呼ぶ]

だれにいただいたんですか。配つとる。

[16番万殿紘行君「4月1日にこれが本当かどうか」と呼ぶ]

[「暫時休憩」と呼ぶ者あり]

ちょっと暫時休憩いたします。

午前11時28分 休憩

午前11時29分 再開

議長（道上 政男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

携帯電話は電源切るように。

万殿議員の今質問の中でだれも知らん、きょうもろうとった言われても、ここの議場でその勝央町との部分の質問については、このクリーンセンター造成工事請負契約の締結についてなじみませんので、ほかの質問に変えていただきますよう、ほかにありましたら。

万殿議員。

#### 16番（万殿 紘行君）

私もけさこれを見させていただいて、それが本当かどうかということをお聞きしたかったんで、そうでなかったらないと答弁してもらったら結構なんです。

ただ、当初言いましたように22年2月26日の14万7,926.13平米のクリーンセンターの用地でこの工事を発注されておるんだらうということをしよっぱつお尋ねをいたしましたら、市長のほうからそのとおりでであるということはお聞きしたんですが、ここに勝央町の土地を買収したということが書いてあるが、これが本当かどうかということをお聞きした確認しただけのことです。

ただ市長、再三再四言いました。これで3回目ですが、今後はやはり市民目線で考えて多くの方が指名へ入る、そして競争していただく、それが市民のためになるんであって、それぞれの会社が、市長答弁されておりましたけれども、やはり市民レベルで考えるとこの厳しい状況の中で辞退する会社を指名したということが私はどうも納得いかん。先ほども申し上げましたが、大原の件についても最終的に結局2社でしたような結果になってしまったと、ここらあたりを市長として今後の市長の思いがきっちり部課に伝わるように指導のほうをよろしくしていただくように。

それから、最後でありますけれども、当初私申し上げました。まだ勝田地域において市から執行部からの説明責任が果たせてないということをしきりに私のほうにも電話がかかってきております。当初私も申し上げておりました、こういう大事業でありますから、執行部はやはり懇切丁寧に市民の皆さんに十分説明して、この工事もスムーズにいくように努力していただかんと、市民の中でいろいろとやっておったんじゃあ市行政全般にええ影響を与えんと。そういうような観点で私は大原に続きました今回も5社が辞退をすると、こういう状況の中でこの工事に対して大変疑問に思っておりますので、これ一般質問じゃないですけども、この質問をさせていただきました。

これで私の質問を終わりますけれども、市長何かあれば、今後の対応。

#### 議長（道上 政男君）

市長。

#### 市長（安東 美孝君）

今までクリーンセンター建設をかけていく上においていろいろと御協議、説明会してまいりました。説明会を拒否されたこともあるんですよ、実際に。聞いてくださいと言うても聞かないという部分もあります、話をいろいろと意見交換もいろいろとやりますが、やはりある意味うまく調整が全部し切れないという部分がございますが、100人の方が100人とも理解をされるというのが理想ではございましょうけれども、これだけの大事業でございまして、またもう一つは毎日出てくる生活ごみを処理しなければならないという大きなテーマがございます。幕谷、南部の焼却場が本当に新しいんならこういう問題は起きませんし、まだまだ5年や10年大丈夫だとなれば、腰を据えてゆっくりやればいいんですけども、いつ壊れるかわからない。先般も実は故障がありましたよね。一時ひやんとする面もございました。そういう状況の中で進めております。ある意味、急いでやらなければごみが焼却できなくなる、それぞれ家でめいめい勝手に処分してくださいよということになりますので、御理解をお願いしたいと。

1つは、過去からいいますと約40年の上、ここの旧美作で焼却場を受け持ってきたわけです。大変古い施設ですからいろんな御迷惑をおかけしながらやってきとんですけど、地域の周辺地区の皆さんにも今度新しくするほう、周辺地区の皆さんにも新しくする焼却場、今ごろできておる焼却場というのはこんな立派なもんがあるというのを現地で確認していただきながら理解を深めていっとるつもりなんです。場合によれば、また再度視察等も含めて考えるということもあるだろうというふうに思いますが、そういった手法をしながら執行部としても理解を求めていきたいと思えますし、また議会の皆さんも反対をされておられる方々には津山をなぜ脱退したんだという御意見もたくさんございます。前回の議会でも申し上げました。私、責任逃げる気じゃないんです。私が最後まで責任を持ってやらにやあいけないわけですから、やりよんですけど、議会の皆さんも満場一致で否決されたんですから、津山を出るのを。否決じゃない、出るんじゃないんで、規約を否決されて出ざるを得なくなるとるわけです。

**議長（道上 政男君）**

市長、気持ちはわかりますけど、端的に。

**市長（安東 美孝君）**

はいはい、わかりました。

その点の説明のほうを議会ともども力を合わせて市民の皆さんに御理解を求めていきたいというふうに思えますし、それから土地の分については、当初から勝央町分が多少進入路としてかかるというのは申し上げてきたつもりでございます。勝央町の土地はありますが、そのことによって勝央町と協議は必要ございません。正式な、例えば区域外の公の施設の設置とかございますが、そういった分を県とも協議しながらいきますと、そういった協議は必要としないということになっておりますので。

それと……。

ちょっと、ちょっと待ってください。

**議長（道上 政男君）**

静かに。退席していただくこととなります。そちらでしゃべられると。

執行部はだれが答えるんですか。

**市長（安東 美孝君）**

勝央町分で、勝央町の土地じゃないんですよ。それは勝央町分の町民の方が持っておられる土地、これは前から一部入りますということで入ってっております。それについて公の公同土、何の取り決めも今ありません。県に協議をしたところ、そういったことに関しては協議が必要ないという回答を県のほうからいただいておりますので、取り決めも一切ありません。

以上。

**議長（道上 政男君）**

ほかに。

本城議員。

**8番（本城 宏道君）**

いろいろ論議をされております。この美作クリーンセンターについては、特別委員会までつくって議会がそれを承認しながらきょうまで進んできておると思うんです。今までの質問の中でいろいろ問題点もあるかなという感じもいたしておりますが、このままこの契約を承認していった場合に、先ほども万殿議員のほうから質問もございましたように、この反対をされておる住民のグループがずっとあるようでございますが、今まで地元で十分納得のいく説明がなされていないと……。

議長（道上 政男君）

本城議員、先ほども、皆さんに言いますけど、クリーンセンター造成工事の請負契約の……

〔8番本城宏道君「そうです」と呼ぶ〕

関連についてでない。一般質問化しないように。

本城議員。

8番（本城 宏道君）

はい、そのとおり。そのことで行きよんです。

それで、そのまま納得がいられないままこの契約を進めた場合に、後ほどまだこれから施設の建設などがあるわけですが、一層この作業を進めていく上において困難を来すというようなことが考えられるわけですが、その辺について26年度までに完成させるために、この契約をした場合に支障が出ないのか、あるいは支障が取りやめせんだろうかという懸念もあるわけですが、その辺について市長がもう絶対自信を持って進めることができるのかどうか、これを聞いておきたいと思います。

議長（道上 政男君）

安東市長、答弁はこの関連した答弁してください。

市長。

市長（安東 美孝君）

クリーンセンター建設につきましては、今回の入札で工事請負契約を提案申し上げております。あとトータルのスケジュールをお示ししとると思いますが、それに基づいて粛々と進めていく所存でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

議長（道上 政男君）

本城議員、よろしいか。

本城議員。

8番（本城 宏道君）

そのとおりに進められておるわけですが、あと支障は起こるようなことはないという自信があるのかないのか、その辺だけ聞いておきたいと思うんです。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）

粛々と進めさせていただきます。

議長（道上 政男君）

よろしいか。

ほかに。

岡崎議員。

6番（岡崎 正裕君）

お尋ねしますが、この地図には残念ながら、地元、どこからどこまでがどの部落かというのが載っていませんが、この造成工事のいわゆる係るところの地元というのはどこ、確認しますが、どことどこになつてんでしょうか。

それについての造成工事についての契約が来とるわけなんです、その説明というのはそういうところになされたんでしょうか。それともしなくてもいいと思っておられるんでしょうか、その辺のところをお聞きい

たします。

それから、先ほど市内業者市内業者ということがあったんですけれども、当然下請は市内業者にしていた  
だくというのが当然なんですけれども、そこの中で前にありました袴ヶ仙の関係で木材、非常に林業をされ  
ておる方と副市長さんのやりとりがあったと思うんですが、そういったわけで木材の伐採なんかについても  
地元業者の方にさせていただければ本当にいいんじゃないかと思うんですが、その辺の考え方を一つお聞き  
いたします。

**議長（道上 政男君）**

副市長。

**副市長（皆木 照夫君）**

造成の該当地区は杉原、河内です。それから、説明等については既に全協等で皆さんに御説明を申し上げ  
たとおりでございます。

それから、木材等の伐採等については設計の中にございますので、取りとめてどうのこうのという形には  
しておりません。特別な扱い等もございませんので、御理解いただきます。

**議長（道上 政男君）**

岡崎議員。

**6番（岡崎 正裕君）**

ちょっと答弁が抜けとんですけど、杉原のみということになりますと、地元に対しての造成工事に対して  
の説明というのはされたのか、それともしなくてもいいと考えておられるのか、その辺をお聞きします。

**議長（道上 政男君）**

副市長。

**副市長（皆木 照夫君）**

今回、議会に御承認の議案を出させていただいております。この御承認をいただかんことには地元業者  
を連れて説明には上がれません。工程表等をつくって、こういう形で事業を進めますということで地元上  
がる予定ではおります。

**議長（道上 政男君）**

岡崎議員。

**6番（岡崎 正裕君）**

決まってから説明をするという御答弁だったと思うんですけれども、事前にもある程度のこうこうこうい  
う計画で契約がほぼ上程させていただくんだと、それでいよいよゴーで行きますよというふうな説明が要る  
んじゃないかと思うんですが、その辺のお考えをもう一回お聞きいたします。

**議長（道上 政男君）**

副市長。

**副市長（皆木 照夫君）**

造成等については既に地元には造成しますよということは言うとります。今回は正式に業者が決まるわけ  
です。業者サイドがこのような形で進めますということでございますので、業者が決定しないのに連れてい  
くわけにはいきません。あくまでも業者サイドが工程表をつくりますので、それが親切な説明であると思  
うとりますので、御承認をいただかんことには契約ができませんので、それから後に業者側が工程表をつ  
くりますので、ぜひこのあたりは御理解をいただきたいと思ひます。

**議長（道上 政男君）**

総括を、岡崎議員。

**6番（岡崎 正裕君）**

先ほどから皆さんの御質問の中にあつたように非常に地元で反対をされておられる方が多いと。署名運動までされて反対だというふうな状況になっております。非常にここで契約をして工事が進むということになれば、もう後戻りができないというような状況になりますので、私どもも市民の方に会っていろいろとお話を聞いていいところへ着地するようにやりたいと思いますけれども、執行部の皆さんにおかれましても非常に説得をするのはなかなか難しいかと思うんですが、そういう努力をしていただくようお願いをして質問を終わります。

**議長（道上 政男君）**

ほかに。

福島議員。

**20番（福島 協君）**

この契約締結については、絹田議員初めいろいろな議員が質問されております。私が質問する内容と重複しますので、同じ質問はできるだけしないようにしておきますが、万歳議員も指摘されましたように今回の指名競争入札で8社入札して5社辞退ということの質問に対して市長は、過去にもそういう事例があつたんだと、1社でも問題ないんだというような御答弁をされたわけですが、これは私は正常な形じゃないと。やはりきちっとした辞退がないような入札が本来あるべき姿ではないかと思えます。市長はそういうことは別に問題ないということで、私はちょっと市長の見識を疑うわけですが、

それと、本日請負工事契約の締結の議案が出ておるわけですが、石田部長にお尋ねするんですが、この契約が本日提案されるまでの事務的な手続、例えば森林法の10条の第2項にいろんなことがうたってあります。さらに、岡山県の林地関係規則の中で地方自治体とか国が事業する場合は、こういういろんなもろもろの規制は除外される除外条例があるんですが、ただし第4項に地元の振興局長と意見調整をやるよというということで、ただし書きがうたってありますけれども、そこら辺の事務的な話し合い、手続というものは完全にできているかどうか、石田部長にお尋ねします。

**議長（道上 政男君）**

ちょっと暫時休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午前11時50分 再開

**議長（道上 政男君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

福島議員の質問に対して端的に。

クリーンセンター建設担当部長。

**クリーンセンター建設担当部長（石田 薫君）**

福島議員の御質問にお答えいたします。

今回の開発につきましては、おっしゃられるとおり開発行為の届け出、それから伐採等の届け出、それから土壌等に対する届け出、3つの届け出が必要でございます。事務サイドとしては粛々とその届け出を進めております。

以上でございます。

議長（道上 政男君）

福島議員。

20番（福島 協君）

今、石田部長がそれぞれの懸案についての事務手続はきちっとできておるといふ御答弁したけれども、私が最後に申しましたように、いわゆる地元の県民局長、すなわち美作県民局長との話し合いというのはきちっとできてるのでしょうか。恐らくできとるから本日契約締結の案件を出されたと思うんですけども、そこら辺を再度お尋ねしたい。

議長（道上 政男君）

クリーンセンター建設担当部長。

クリーンセンター建設担当部長（石田 薫君）

振興局等の協議は林地開発の協議になると思われまふ。3つのものが市が担当するものと県知事の届け出と、振興局のほうへ届けるものがございませう。今、福島議員が言われたのは、振興局への届けで、林地開発のことではないかと思われまふ。この分につきましては現在事務処理を進めて、今後届け出のほうをしようと思ひませう。これは届け後、30日以内に届け出の承認をいただくようになると思ひませう。

以上です。

議長（道上 政男君）

福島議員。

20番（福島 協君）

そういうことで今手続中ということございませうので、局長との話し合いを持って円満にこのことが進めるように、そして地元と対話をさらに深めてスムーズにこの事業が進めるように進めてもらいたいと思ひませう。

いろんな森林法とか岡山県の規則等を持ち出しましたが、結局そこにはやっぱり地元との話し合いということが非常に重要になってくるんで、市長の今までの答弁ではたびたびやってきたというようなことですけども、さらなる努力を重ねて理解を求めていかなければ、これからのこの大いなる大事業ですし、それからこの事業は本当今の南部の施設が老朽化していつとまるかもしれんというような状況であります。そうした中できちとした手続を踏んで速やかに、いろんな誤解があれば誤解を解いて進めていってもらいたいと思ひませう。

ただ、残念なことは、いろんな議員が指摘されましたように、今回のあれは本来でしたら地元の業者、すなわち業者の育成ということは常日ごろ市長は言われてきておるわけですから、それは美作市の入札制度の中でのいろんな一言があったとしても、やはり地元の業者、そしてよしんば兵庫県の業者に指名するようなことはあつてはならん。当然岡山県の県内の業者、そしてできれば市内の業者にしてもらいたかつたということで私の質問を終わります。

議長（道上 政男君）

ほかに。

安東議員。

9番（安東 章治君）

時間はとりません、少しだけお聞かせいただきたいと思ひませう。

議長、ちょっとこの図面のことでよろしいかね。

議長（道上 政男君）

はい、どうぞ。

**9番（安東 章治君）**

この図面、きょう見させていただいたんですけれども、一番初め、市長のほうからもちょっと説明がありましたけれども、大型水路500メートル、これ交差部改良工のところのなんですけれども、現地で行きましたら元建設会社の事務所の件ですけれども、あそこのところ、これ川がえをされるんですか。水路工、長さが500メートルということになっておりますけれども、ここのところその事務所の裏にずっと川が流れとる、完全に川がえをされるのかどうかということ。

それからもう一点、当初説明があったときに、これはずっと前なんですけれども、ここの事務所が道路敷にかかるとというような話を少し聞いたことがあるんですけれども、その関係かどうかわかりませんが、道路の中に水路が入っているような図面が引けとんですけれども、この辺はどのようになるのか、解決はしてあるのかどうか、ちょっとその辺をお聞かせください。

**議長（道上 政男君）**

クリーンセンター建設担当部長。

**クリーンセンター建設担当部長（石田 薫君）**

安東議員の御質問の水路でございますが、現在の水路はこの山際に蛇行した狭い水路がございます。その水路は今回の造成計画により、この市道河内豊中線のところに布設替えをいたします。これはかなり大型水路をやっつけようと思っております。

それから、先ほどおっしゃられました、この家のところちょっと蛇行しとるところですが、これは道路自体には全くかかりません。要するにこの今の建物を残すために、将来的にこれが利用できるのではないかと、いう形で水路のほうを少し迂回をさせていただいております。

以上です。

**議長（道上 政男君）**

安東議員。

**9番（安東 章治君）**

いや、この図面を見たら、どういうんですかね、これちょっと道路のほうへ入っとなるように思うんですけど、それでもねんですか。

それから、ここの事務所が道路敷に入っとなったということを過去聞いたように思うんですけども、あれは事実だったんですか、そうじゃなかったんですか。その辺把握されておりましたらお聞かせください。

**議長（道上 政男君）**

ちょっともう少し大きい声。

**9番（安東 章治君）**

再度申し上げます。

万殿さんの前じゃけん、どがいにも声が悪うて申しわけありません。

この図面を見ましたら、その布設替えの水路が県道の中、県道ですか、これ市道ですか、この中へ入っとなるように書いてあるんですけれども、これ全然問題ないんでしょうかということと、それから前の事務所が道路敷の中にあるというようなことを聞いたんですけれども、あれは本当にあったのかなかったのか。何かこれないんだったら、真つすぐどおんへ行っつてもえかったんかなというような気がするんですけれども、その辺はどうなのかということをお聞きします。

**議長（道上 政男君）**

クリーンセンター建設担当部長。

**クリーンセンター建設担当部長（石田 薫君）**

事務所が道路敷に入っとったかどうかというのはちょっと私ではお答えは控えさせていただきますが、水路自体が道路に入ると、これは道路に入れております。この建物を残すためにカルバートにより水路を道路のほうに振っております。これ問題ございません。

以上です。

**議長（道上 政男君）**

副市長。

**副市長（皆木 照夫君）**

事務所が敷地境界を越えとるんじゃないかという、どちらから聞かれたかわからんですけども、旧勝田においてそういう話があって、その部分は植え込みの部分が外に出て、旧勝田の折に撤去して、現在の事務所の部分は境界線上にあります。

〔9番安東章治君「結構です」と呼ぶ〕

**議長（道上 政男君）**

ほかに。

岩江議員。

**14番（岩江 正行君）**

ちょっとおかしいんじゃないけど、物を建てる時には24条の申請をするわけじゃ、のり面の、直線、こういうふうにおりたところからこういうふうになって。それは自分の敷地の中にせにゃあいいわけじゃ。向こうで説明したときに、わしも聞いたんじゃない、これ。坂憲の事務所のほうのひらが、のり面の上にかかるとんじゃということを聞いたんじゃない。あそここのところにほじゃから24条の申請をしとらんじゃ、水路の。だだっとなんかやっしてもうたんじゃないろう。勝田町の法律がなかったんじゃないろう、24条の。そういう形の中でやっとなるわけじゃ。

ほじゃから、あの事務所をどがいにして何に使おうとしょんか知らないけれども、できましたらここを副市長、真つすぐせなんだら、道路敷のほうをまた道路を割って、それこそ歩道が必要なときに今回6月に質問させてもらおう思よんじゃないけども、通学道、歩道が必要なときに、まだ道路のほうに回って水路を出していくというの、道路敷を狭うするというの、これはよろしくねえ思う。これは今後考えていただきたい、かように思います。

以上。

**議長（道上 政男君）**

答弁があるんかいな。

ちょっとそぐわんけど、副市長。

**副市長（皆木 照夫君）**

十分そのあたり考えてまいります。

**議長（道上 政男君）**

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（道上 政男君）**

ほかに質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第56号「美作クリーンセンター造成等工事請負契約の締結について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（道上 政男君）

賛成多数。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

以上で今議会の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

今臨時会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

異議なしと認めます。

以上をもって平成24年第3回5月美作市議会臨時会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後0時05分 閉会

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成24年5月8日

美作市議会議長 道上 政男

会議録署名議員 栗井 基雄

会議録署名議員 岩江 正行